

○奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		令和2年3月31日条例第15号
改正		
廃止 令和6年12月19日条例第43号		
奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
目次		
第1章 総則（第1条―第5条）		
第2章 埋立て等に使用される土砂等の環境上の基準（第6条）		
第3章 不適正な埋立て等の禁止（第7条・第8条）		
第4章 土砂等の埋立て等の許可等（第9条―第29条）		
第5章 許可に係る関係者の義務（第30条―第33条）		
第6章 保証金の預託（第34条―第36条）		
第7章 土砂等搬入禁止区域（第37条―第39条）		
第8章 手数料（第40条）		
第9章 雑則（第41条―第46条）		
第10章 罰則（第47条―第52条）		
附則		
第1章 総則		
（目的）		
第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を行うことにより、埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。		
（定義）		
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
（1）土砂等 土、砂、破砕石又はこれらに類するものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）以外のものをいう。		
（2）埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土その他土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。		
（3）事業主 事業活動を自ら行う者又は発注者をいう。		
（4）事業施工者 事業主との契約により施工を請け負う全ての者及びその下請負人全てをいう。		
（5）事業者 事業主及び事業施工者をいう。		
（事業者の責務）		
第3条 事業者は、その事業活動において、保有し、又は管理する土砂等の適正な処理を行うとともに、埋立て等による災害及び生活環境の保全上の支障の発生を未然に防止しなければならない。		
2 土砂等を発生させる事業者は、発生させる土砂等の減量化を図るとともに、発生させた土砂等の有効な利用の促進に努めなければならない。		
3 埋立て等を行う事業者は、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、当該埋立て等に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。		
（土地所有者等の責務）		
第4条 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地（以下「所有地等」という。）において、不適正な埋立て等が行われないよう努めなければならない。		
（市の責務）		
第5条 市は、埋立て等による災害及び生活環境の保全上の支障の発生を未然に防止するため、埋立て等の状況を把握し、不適正な埋立て等を監視する体制を整備するとともに、必要な施策を推進するものとする。		
第2章 埋立て等に使用される土砂等の環境上の基準		
第6条 市長は、埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（以下「土壌基準」という。）を規則で定めるものとする。		
2 土壌基準は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準のうち土壌の汚染に係るものに準じて定めるものとする。		
第3章 不適正な埋立て等の禁止		
（土壌基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等の禁止）		
第7条 何人も、土壌基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行い、土壌基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等を委託し、又は土壌基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させてはならない。ただし、生活環境の保全上必要な措置が講じられているものとして規則で定める埋立て等については、この限りでない。		
2 市長は、前項の規定に違反して、土壌基準に適合しない土砂等が使用されている、又はそのおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、次の各号に掲げる者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置を		

講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 当該埋立て等を行った者 当該埋立て等の停止及び土壌の汚染の状態の調査並びに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置
- (2) 当該埋立て等を委託した者 当該埋立て等の委託の停止及び土壌の汚染の状態の調査並びに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置
- (3) 当該埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させた土地所有者等 当該埋立て等を目的とする所有地等の提供の停止及び土壌の汚染の状態の調査並びに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置
(崩落防止等)

第8条 何人も、土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出するおそれのある埋立て等を行い、土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出するおそれのある埋立て等を委託し、又は土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出しないよう必要な措置を講じないおそれのある者にその所有地等を使用させてはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反して、埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあり、災害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、次の各号に掲げる者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - (1) 当該埋立て等を行った者 当該埋立て等の停止及び災害を防止するために必要な措置
 - (2) 当該埋立て等を委託した者 当該埋立て等の委託の停止及び災害を防止するために必要な措置
 - (3) 当該埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させた土地所有者等 当該埋立て等を目的とする所有地等の提供の停止及び災害を防止するために必要な措置

第4章 土砂等の埋立て等の許可等

(埋立て等の許可)

第9条 埋立て等を行おうとする者は、埋立て等の用に供する区域(以下「埋立事業区域」という。)ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りでない。

- (1) 埋立事業区域の面積が500平方メートル未満である埋立て等(当該埋立事業区域を含む一団の土地の区域でその面積が500平方メートル以上のものにおいて埋立て等を行うこととなるものを除く。)
- (2) 埋立て等の高さが1メートル以下となる埋立て等
- (3) 土地の造成その他の事業の区域において行う埋立て等であって、当該事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うもの
- (4) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う埋立て等
- (5) 法令等に基づく許可、認可等を受けて行う埋立て等のうち規則で定めるもの
- (6) 非常災害のために必要な応急措置として行う埋立て等
- (7) その他規則で定める埋立て等
(土地所有者等の同意)

第10条 前条の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立事業区域内の土地所有者等に対し、第12条第1項の規定による申請の場合にあっては同項各号に掲げる事項を、同条第2項の規定による申請の場合にあっては同項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 第15条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立事業区域内の土地所有者等に対し、同条第2項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

3 第26条第1項の規定による地位の承継の承認を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立事業区域内の土地所有者等に対し、同条第2項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

(周辺地域の住民への周知)

第11条 申請者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、埋立事業区域の周辺地域の住民に対し、埋立て等の計画の内容について説明会を開催する等、当該埋立て等の周知に関し必要な措置を講じ、その結果を記載した書面を作成しなければならない。

2 前項の規定は、第15条第1項の規定による変更の許可の申請をしようとする者について準用する。
(許可の申請の手続)

第12条 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 埋立て等の目的及び種別
- (3) 埋立事業区域の位置及び面積
- (4) 埋立て等に供する施設の設置に関する計画
- (5) 埋立て等に使用される土砂等の量
- (6) 埋立て等の期間
- (7) 埋立て等の土砂等の堆積量が最大となる時(以下「最大堆積時」という。)及び完了時の埋立事業区域における土地及び土砂等の堆積の形状
- (8) 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画
- (9) 廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置
- (10) 土壌基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置
- (11) 埋立て等が施工されている間における埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立事業区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置
- (12) 埋立事業区域外への排水の水質検査を行う場合は、そのために講ずる措置
- (13) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、埋立て等が埋立事業区域外への搬出を目的として行われるもの(以下「一時堆積」という。)である場合にあっては、申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第4号まで及び第7号から第13号までに掲げる事項

- (2) 年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量
 - (3) 埋立事業区域における土地及び土砂等の堆積の形状
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前2項の申請書には、第10条第1項の同意を得たことを証する書面、埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面、前条第1項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。
- 4 申請者は、第1項第6号の埋立て等の期間について3年を超えて申請することができない。
- (許可の基準)
- 第13条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。
- (1) 事業者、管理責任者、規則で定める使用人(以下「特定使用人」という。)及び次項第5号に規定する保証人(以下これらの者を「事業者等」という。)が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ないもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 次のいずれかの事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (ア) 廃棄物処理法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、この条例その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるものに違反したこと。
 - (イ) (ア)に掲げる法令の規定に基づく処分に違反したこと。
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。同法第32条の3第7項又は第32条の11第1項の規定を除く。)に違反したこと。
 - (エ) 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条の罪を犯したこと。
 - (オ) 暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したこと。
 - エ 奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第4号に規定する暴力団員等
 - オ 第7条、第8条、第27条、第31条又は第33条の規定による命令(これらの規定(第33条を除く。))による埋立て等の停止の命令を除く。力において同じ。))を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していないもの
 - カ 第7条、第8条、第27条、第31条又は第33条の規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していない法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。))
 - キ 第7条、第8条又は第27条の規定による埋立て等の停止の命令を受けた者で、その停止の期間を経過しないもの
 - ク 第7条、第8条又は第27条の規定による埋立て等の停止の命令を受けた者で、その停止の期間を経過しない法人の役員
 - ケ 第28条第1項(第3号及び第4号を除く。)の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る奈良市行政手続条例(平成11年奈良市条例第19号)第15条第1項の規定による通知(以下「聴聞通知」という。))があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。))
 - コ 第28条第1項(第3号及び第4号を除く。)の規定により許可を取り消す処分に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第24条第1項の規定による届出をした者(当該届出がなかった場合は、当該処分を受けることになった者として市長が認める者に限る。))で、当該届出の日から5年を経過しないもの(当該届出をした者が法人である場合にあっては聴聞通知があった日前60日以内に当該法人の役員若しくは特定使用人であった者、当該届出をした者が個人である場合にあっては聴聞通知があった日前60日以内に当該個人の特定使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないものを含む。))
 - サ 埋立て等の事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - シ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。))がアからサまでのいずれかに該当するもの
 - ス 法人でその役員のうちにアからサまでのいずれかに該当する者があるもの
 - セ エに掲げる者がその事業活動を支配する法人
- (2) 第10条第1項の同意を得ていること。
- (3) 埋立事業区域を含む土地と隣接する土地との境界が確定していること。
- (4) 埋立て等に使用される土砂等の採取場所が特定されていること。
- (5) 許可を受けた日から6月以内に埋立て等に着手する計画となっていること。
- (6) 廃棄物の土砂等への混入を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (7) 土壌基準に適合しない土砂等の使用を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (8) 埋立て等が施工されている間における埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置及び埋立事業区域の周辺地域の生活環境を保全するために必要な措置が講じられていること。
- (9) 埋立て等の最大堆積時及び完了時の埋立事業区域における土地及び土砂等の堆積の形状(当該申請が一時堆積に係るものである場合にあっては、埋立事業区域における土地及び土砂等の堆積の形状)並びに埋立て等に供する施設の計画が、当該申請に係る埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合するものであること。
- (10) 管理責任者を置くこと。
- (11) 申請に係る埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。
- 2 市長は、前条の規定による申請の埋立事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合は、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。ただし、申請の内容が一時堆積に係るものである場合にあっては、第4号及び第5号を除く。
- (1) 埋立て等の施工を管理する事務所(以下「管理事務所」という。)を設置し、管理責任者を常駐させること。
 - (2) 埋立事業区域の表土が土壌基準に適合するものであること。

- (3) 埋立て等の事業が施工されている間において、排水の水質検査を行うために必要な措置が講じられていること。
- (4) 申請に係る埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに必要な能力を有すること。
- (5) 災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を行うために必要な能力を有する者であつて、当該埋立て等を確実に行うことができる
と認められるものとして規則で定める者(以下「保証人」という。)を立てていること。
- (6) 第34条第3項の質権設定契約を締結していること。
- (許可の条件)

第14条 市長は、第9条の許可をするに当たり、有効期間その他の災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
(変更の許可等)

第15条 第9条の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、第12条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の規定による変更の許可を受けようとする許可事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 変更の内容及び理由
- (3) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、第10条第2項の同意を得たことを証する書面、変更に係る埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面、第11条第2項において準用する同条第1項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。

4 前2条の規定は、第1項の規定による変更の許可について準用する。この場合において、第13条第1項第2号中「第10条第1項」とあるのは、「第10条第2項」と読み替えるものとする。

5 許可事業者は、第1項ただし書の軽微な変更を行ったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(土地所有者等への通知)

第16条 許可事業者は、当該許可を受けた日後15日以内に、第10条第1項の同意をした土地所有者等に、当該許可に係る申請が、第12条第1項の規定によるものである場合にあっては当該許可に係る同項各号に掲げる事項を、一時堆積によるものである場合にあっては当該許可に係る同条第2項各号に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

2 前項の場合において、許可事業者は、当該許可に第14条の規定により条件が付された場合にあっては、当該許可を受けた日後15日以内に、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を同項の土地所有者等に書面で通知しなければならない。

3 前条第1項の変更の許可を受けた者は、当該変更の許可を受けた日後15日以内に、第10条第2項に規定する同意をした土地所有者等に、当該変更の許可に係る前条第2項各号に掲げる事項及び当該変更の許可に前条第4項において準用する第14条の規定により条件が付された場合にあっては、当該条件の内容を書面で通知しなければならない。

4 許可事業者は、前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、当該変更の日後30日以内に、当該変更に係る埋立事業区域内の土地所有者等にその旨を通知しなければならない。

(埋立て等の着手の届出)

第17条 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等に着手しようとするときは、着手する日の7日前までに、その旨を市長に届け出るとともに、第10条第1項の同意をした土地所有者等に通知しなければならない。

2 前項の規定は、第15条第1項の規定による変更の許可を受けた者について準用する。この場合において、前項中「第10条第1項」とあるのは、「第10条第2項」と読み替えるものとする。

(土砂等の搬入の報告)

第18条 許可事業者は、当該許可に係る埋立事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、土砂等を搬入しようとする日の7日前までに、当該土砂等の採取場所ごとに、かつ、規則で定める量ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面及び当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面を添えて、その旨を市長に報告しなければならない。ただし、土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。

(土砂等管理台帳の作成)

第19条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に用いた土砂等の量その他の規則で定める事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、これを保存しなければならない。

(土砂等の量の報告)

第20条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該埋立て等に使用された土砂等の量(一時堆積である場合にあっては、土砂等の搬入の量及び搬出の量)を市長に報告しなければならない。

(水質検査等)

第21条 許可事業者(埋立事業区域が3,000平方メートル未満の者を除く。以下この項及び次項並びに第23条において同じ。)は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可に係る埋立事業区域外への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。

2 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立事業区域外への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 許可事業者は、当該許可に係る埋立事業区域外への排水が規則で定める水質の基準(以下「水質基準」という。)に適合していないことを確認したときは、当該事実を確認した日から7日以内に、その旨を市長に報告するとともに、その原因の調査その他当該埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。

(標識の掲示等)

- 第22条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立事業区域及び埋立て等に従う施設が設置される区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
- 2 許可事業者は、前項の規定により掲示した標識の記載事項に変更が生じたときは、当該変更の日から15日以内に、当該変更に係る事項を書き換えなければならない。
- 3 許可事業者は、当該許可に係る埋立事業区域について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。
(関係図書の閲覧)
- 第23条 許可事業者は、当該許可に係る管理事務所において、当該許可に係る埋立て等が施工されている間、当該埋立て等に関しこの条例の規定により市長に提出した図書の写し及び第19条に規定する土砂等管理台帳を地域住民その他当該埋立て等について利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
(埋立て等の完了の届出等)
- 第24条 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等を完了し、廃止し、若しくは休止し、又は休止した埋立て等を再開したときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該埋立て等の休止をした場合であって、当該休止の期間が2月未満であるときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による届出(休止した埋立て等を再開した場合の届出を除く。)があったときは、当該届出に係る埋立て等が第9条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により当該届出に係る埋立て等が第9条の許可の内容に適合していない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る埋立て等を使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。
(名義貸し等の禁止)
- 第25条 許可事業者は、自己の名義をもって、第三者に当該許可に係る埋立て等を行わせてはならない。
(地位の承継)
- 第26条 許可事業者について相続、合併又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合で、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときにあっては、その者。第5項において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る事業の全部を承継した法人は、市長の承認を受けて、当該許可事業者が有していた第9条の許可に基づく地位を承継することができる。
- 2 前項の承認を受けようとする者(以下「承継申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 許可事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (3) 承継申請者が第13条第1項第1号シの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の申請書には、第10条第3項に規定する同意を得たことを証する書面、承認の申請に係る埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める図書を添付しなければならない。
- 4 第13条第1項(第1号、第2号及び第11号に係る部分に限る。)の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第1項第2号中「第10条第1項」とあるのは、「第10条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 相続人が被相続人の死亡後90日以内に第1項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第9条の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
(命令)
- 第27条 市長は、許可事業者が埋立て等を使用した土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあり、災害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、必要な限度において、当該許可事業者及びその事業施工者に対し、期限を定めて、当該許可に係る埋立て等の停止及び災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 2 市長は、第9条又は第15条第1項の規定に違反して許可を受けずに埋立て等を行った者及びその事業施工者に対し、期限を定めて、当該埋立て等を使用した土砂等の全部又は一部を撤去するとともに、災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市長は、第24条第3項又は次条第2項に規定する者が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、必要な限度において、第24条第3項に規定する者及びその事業施工者又は次条第2項に規定する者及びその事業施工者に対し、期限を定めて、災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 市長は、許可事業者に係る埋立て等が、第13条第1項第8号又は第9号の規定に適合しないと認めるときは、必要な限度において、当該許可事業者(前項の規定による命令を受けた者を除く。)及びその事業施工者に対し、期限を定めて、当該許可に係る埋立て等の停止及び災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 市長は、許可事業者に係る埋立て等において土壌基準に適合しない土砂等が使用され、又はそのおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該許可事業者及びその事業施工者に対し、期限を定めて、当該許可に係る埋立て等の停止及び土壌の汚染の状態の調査並びに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 6 市長は、許可事業者に係る埋立事業区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、必要な限度において、当該許可事業者及びその事業施工者に対し、期限を定めて、当該許可に係る埋立て等の停止及びその原因の調査並びに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
(許可の取消し等)
- 第28条 市長は、許可に係る事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は相当の期間を定めて当該許可に係る埋立て等の停止を命ずることができる。
- (1) 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、第9条の許可、第15条第1項の規定による変更の許可又は第26条第1項の規定による承認を受けたとき。

- (3) 第9条の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに当該許可に係る埋立て等に着手していないとき。
- (4) 1年以上引き続き埋立て等を施工していないとき。
- (5) 第13条第1項第1号に該当するに至ったとき。
- (6) 第13条第2項第1号、第3号、第4号、第5号又は第6号の規定に適合しなくなった場合
- (7) 第14条(第15条第4項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。
- (8) 第15条第1項本文の規定に違反したとき。
- (9) 第18条から第21条までの規定に違反したとき。
- (10) 第25条の規定に違反したとき。

2 前項の規定により第9条の許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。

(関係図書の保存)

第29条 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等について、第24条第2項の規定による通知(完了及び廃止に係るものに限る。)を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から3年を経過する日まで、当該許可に係る土砂等管理台帳及び埋立て等に関してこの条例の規定に基づいて市長に提出した図書の写しを保存しなければならない。

第5章 許可に係る関係者の義務

(保証人の義務)

第30条 保証人は、保証をした許可事業者が当該許可に係る埋立て等の施工において、災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、許可事業者に代わって、当該措置を講じなければならない。

(保証人に対する命令)

第31条 市長は、第27条の規定による命令を受けた者が当該命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る許可事業者の保証人に対し、期限を定めて、災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(同意をした土地所有者等の義務)

第32条 第10条各項の同意をした土地所有者等は、当該同意に係る埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に当該埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。

2 前項の土地所有者等は、同項の規定による確認の結果、第9条の許可又は第15条第1項の規定による変更の許可の内容(第10条各項の同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。)と明らかに異なる埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、当該事実を知った日から7日以内に、その旨を市長に報告しなければならない。

3 第1項の土地所有者等は、当該同意に係る埋立事業区域の土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、当該事実を知った日から7日以内に、その旨を市長に通報しなければならない。

(同意をした土地所有者等に対する命令)

第33条 市長は、埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあり、災害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、第10条各項の同意をした土地所有者等で次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、当該許可に係る埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 前条第1項の規定による確認(当該確認を行うべき時期において、第9条の許可又は第15条第1項の規定による変更の許可の内容と明らかに異なる埋立て等が行われていた場合に限る。)を怠った者

(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者

(3) 前条第3項の規定による通報を怠った者

第6章 保証金の預託

(保証金の預託)

第34条 申請者は、当該申請に係る埋立事業区域の面積が3,000平方メートル以上であるときは、埋立て等の適正な施工並びに埋立て等使用する土砂等による災害の防止及び生活環境の保全等を保証するため、市長と協議して定めた金融機関に、保証のための現金(以下「保証金」という。)を定期預金により預入しなければならない。

2 保証金の額は、300万円及び搬入土量(一時堆積である場合にあっては、最大堆積時の土砂等の数量)に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項において同じ。)の合計額とする。ただし、搬入土量を増加しようとするときは、当該増加する搬入土量に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により保証金を預入した申請者は、預入した保証金に市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、搬入土量を増加しようとする場合に準用する。この場合において、これらの規定中「申請者」とあるのは、「第15条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者」と読み替えるものとする。

(保証金の使途)

第35条 保証金は、許可事業者が当該許可に係る埋立て等を適正に行わないことにより、当該埋立て等に使用した土砂等による災害が生じ、若しくは生ずるおそれがあるにもかかわらず必要な措置を講じないとき、又は生活環境の保全上の支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあるにもかかわらず必要な措置を講じないときに、市が実施する当該災害の防止、生活環境の保全等のための必要な措置に要する経費に充てるものとする。

(質権設定契約の解除)

第36条 市長は、第9条の許可又は第15条第1項の規定による変更の許可の申請に対して許可をしないこととしたとき、又は第24条第1項本文の規定による届出があり、同条第2項の規定による確認の結果、許可の内容に適合していると認めたときは、第34条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、第34条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除することができる。

第7章 土砂等搬入禁止区域

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第37条 市長は、埋立事業区域(500平方メートル未満のものを除く。)及びその周辺の区域において埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立事業区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域(以下「土砂等搬入禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。

4 市長は、第1項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなっていないと認めるときは、当該指定に係る区域について、同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。

5 市長は、第1項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

6 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

7 前2項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(土砂等の搬入禁止)

第38条 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。

(土砂等搬入禁止区域の解除)

第39条 市長は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

2 第37条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第8章 手数料

第40条 第9条又は第15条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第9条の許可の申請 1件につき54,000円(埋立事業区域が3,000平方メートル未満の場合にあっては、30,000円)

(2) 第15条第1項の許可の申請 1件につき34,000円(埋立事業区域が3,000平方メートル未満の場合にあっては、22,000円)

第9章 雑則

(報告の徴収)

第41条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行った者に対し、埋立て等について、施工の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該埋立て等を委託した者に対し、委託した土砂等の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、埋立事業区域内の土地所有者等に対し、当該埋立て等を行った者その他必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第42条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等を行った者又は埋立て等を委託した者の管理事務所、事業場その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等若しくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

2 第37条第7項の規定は、前項の規定により立入検査をする職員について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第43条 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに違反の事実を公表することができる。

(1) 第7条、第8条、第27条、第31条又は第33条の規定による命令に違反した者

(2) 第9条又は第15条第1項の規定に違反した者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に、その理由を通知し、書面又は口頭により意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(警察本部長からの意見聴取)

第44条 市長は、第9条の許可若しくは第15条第1項の規定による変更の許可又は第26条第1項の承認をしようとするときは、第13条第1項第1号エ又はシからセまでのいずれかに該当する事由(同号シからセまでのいずれかに該当する事由にあっては、同号エに係るものに限る。次項において同じ。)の有無について、警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第28条第1項第5号の規定による許可の取消しをしようとするときは、第13条第1項第1号エ又はシからセまでのいずれかに該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。

(協力要請)

第45条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係行政機関、事業者等、関係団体及び関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(規則への委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 罰則

(罰則)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条、第15条第1項又は第26条第1項の規定に違反して、埋立て等を行った者

(2) 偽りその他不正の手段により、第9条の許可、第15条第1項の規定による変更の許可又は第26条第1項の承認を受けた者

(3) 第25条の規定に違反して、第三者に当該許可に係る埋立て等を行わせた者

- (4) 第27条第1項から第5項までの規定による命令に違反した者
- (5) 第31条の規定による命令に違反した者
- (6) 第38条の規定に違反した者

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第2項第1号又は第2号の規定による命令に違反した者
- (2) 第8条第2項第1号又は第2号の規定による命令に違反した者
- (3) 第27条第6項の規定による命令に違反した者
- (4) 第33条の規定による命令に違反した者

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第2項第3号の規定による命令に違反した者
- (2) 第8条第2項第3号の規定による命令に違反した者

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第19条の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第21条第1項の規定に違反して、同項の水質検査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (5) 第21条第2項の規定に違反して、同項の水質検査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (6) 第21条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (7) 第22条第1項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかった者
- (8) 第22条第3項の規定に違反して、同項の境界標を設けなかった者
- (9) 第41条第1項から第3項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (10) 第42条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第5項、第17条又は第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第29条の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は図書の写しを保存しなかった者
- (両罰規定)

第52条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第47条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に埋立て等を行っている者については、この条例の施行の日から起算して3月を経過する日までの間は、第9条の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

附 則 (令和6年12月19日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第9条の許可を受けている者に関する旧条例第10条第3項、第13条、第15条第5項及び第6項、第16条から第26条まで、第27条第1項及び第3項から第6項まで、第28条から第33条まで、第36条並びに第41条から第45条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間(この条例の施行の日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第27条第1項若しくは第3項から第6項まで、第28条第1項、第31条又は第33条の規定による命令を受けた者にあつては当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間)は、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に旧条例第7条第2項、第8条第2項、第27条、第31条及び第33条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第13条第1項第7号から第9号まで、第21条第3項、第41条及び第42条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第37条第1項の規定による指定がされている土砂等搬入禁止区域に係る旧条例第13条第1項第9号、第37条から第39条まで、第41条及び第42条の規定の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に行った行為及び前3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
